

議案第13号

財産の処分について議決を求める件

財産の処分について、鹿児島県財産に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

次のとおり財産を処分する。

1 財産の種類、面積及び所在地

種類	面積	所在地
土地	21,605平方メートル	鹿児島市魚見町103番1及び103番13

2 処分金額 713,000,000円

3 処分の相手方 鹿児島市田上三丁目1番19号

株式会社富士土木エンジニアリング

(提案理由)

魚見町職員住宅敷地を処分しようとするものである。